

2019年10月24日 全10頁

## 社会的インパクト投資シリーズ①

# 「社会的インパクト投資」とは何か

SDGs の達成に貢献する、持続可能な資金の流れを作るには

金融調査部 SDGs コンサルティング室  
柿沼 英理子

### [要約]

- 資本市場において、社会全体の持続可能性を考慮した投資の規模が拡大している。こうした中、まだ規模は小さいものの、経済的（金銭的）リターンの獲得と並行して社会や環境に対してポジティブなインパクトをもたらすことを目的とする「社会的インパクト投資」が近年注目度を高めている。この背景の一つには、2015年に国連において採択されたSDGs（持続可能な開発目標）において、グローバル課題の解決のためには公的部門だけでなく民間部門の資金力の活用が必要であると掲げられていることが挙げられる。
- 社会的インパクト投資が拡大するにつれ、「インパクト・ウォッシュ」のリスクを回避し、社会的インパクト投資の要件を厳密化しようとする動きが見られる。この中で、投資プロジェクトによってもたらされた社会・環境面における効果を測定する、「インパクト評価」を実施することを要件の一つとして組み込むことが提案されている。インパクト評価は資金提供者に対する説明責任を果たすためにも重要であり、インパクト評価の実施を求める動きは強まっていくとみられる。
- 日本におけるインパクト投資を巡る動きとして、2016年に成立した「公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（いわゆる、休眠預金活用法）が挙げられる。休眠預金が社会的インパクト投資を通じたより大規模な民間資金を動員するための呼び水としての役割を果たすことなどが期待される。これに加え、インパクト投資のエコシステムを形成し、資金が自律的に循環していく仕組みを作っていくことが必要だと考えられる。

## 1. 注目度が高まる社会的インパクト投資

### (1) 社会的インパクト投資とは

資本市場において、社会全体の持続可能性（サステナビリティ）を考慮する動きが拡大している。サステナビリティを考慮した投資は多様であり、最も規模が大きい ESG 投資は、投資のリスクや機会を分析する際に、環境・社会・ガバナンスといった非財務情報を考慮することで、中長期的な経済的（金銭的）リターンの向上を目指すものである。これに対し、経済的リターンをあげつつ、社会や環境に対して正のインパクトをもたらすことを目指す「社会的インパクト投資」が近年注目度を高めている。ここでのインパクトは、あるプロジェクトを実施した結果、対象となる地域全体において長期的に発生する、社会・経済的な変化を指すとされる。社会的インパクト投資を促進するグローバルな組織、Global Impact Investing Network (GIIN) が実施した調査<sup>1</sup>によると、世界で 1,340 の機関投資家が社会的インパクト投資<sup>2</sup>を行っており、運用資産額の合計は 5,020 億ドルに上ると推計されている（2018 年末時点の値）。機関投資家のうち、本部所在地が北米またはヨーロッパ（東ヨーロッパを除く）である割合が 8 割と大部分を占める一方、東アジアは 2% に留まっている<sup>3</sup>。

社会的インパクト投資と一言でいっても、経済的リターンをどの程度追求するか（運用資産を棄損しない程度か、市場平均並みの収益率なのか）は資金の目的や性質によって異なる。図表 1 は、OECD による、「ファイナンスの目的別にみた資金の分類」を示したものである。この分類に従えば、社会的リターンおよび市場平均を下回る経済的リターンを期待する「社会的投資」と、社会的リターンと同時に市場平均並みのリターンを期待する「インパクト投資」の 2 つが「社会的インパクト投資」であると定義されている。一方、ESG 投資は「サステナブル・責任投資」に該当する。ESG 投資においては、投資家が資金提供やエンゲージメントなど様々な投資行動を取った結果、サステナビリティを考慮する企業が増えて社会全体の持続可能性も高まると期待されている。しかし、ESG 投資の目的はあくまで経済的リターンの獲得であるのに対し、社会的インパクト投資については初めから具体的な社会課題の解決を目的としている点に大きな違いがある。

図表 2 は、一般の投資におけるリスク・リターンと、社会的インパクト投資におけるリスク・リターンの概念を整理したものである。一般的な投資と比べ、社会的インパクト投資の受益者は、資金の出し手だけでなくプロジェクトの対象者および社会全体の人々と幅広い。他方、社会的インパクト投資におけるリスクは、経済的なリスクに加え、「プロジェクトの受益者や社会全体に対する便益」をもたらすことができない可能性である。

<sup>1</sup> Global Impact Investing Network (GIIN) (2019) “Sizing the Impact Investing Market”

<sup>2</sup> GIIN の調査におけるインパクト投資の定義は「経済的リターンと並行して、ポジティブかつ測定可能な社会・環境面でのインパクトをもたらすことを意図する投資」。なお、GIIN は「インパクト投資」(impact investing)

という用語を使っているが、本稿では「社会的インパクト投資」に用語を統一する。

<sup>3</sup> 本部所在地が不明の機関投資家を除く 1,102 機関に占める割合。

図表1 ファイナンスの目的別にみた資金の分類

社会的インパクト投資						
	伝統的な フィランソロピー	ベンチャー フィランソロピー	社会的投資	インパクト投資	サステナブル・ 責任投資	完全に営利目的 の企業/投資家
目的	寄付の提供を通じて社会課題に取り組む	ベンチャーキャピタルの手法を通じて社会課題の解決に取り組む	社会および(または)環境面におけるアウトカムと一定の金銭的リターンを生み出すことを意図する投資	社会および(または)環境面におけるアウトカムならびに金銭的リターンを生み出すことを意図する投資	環境、社会、ガバナンス要素を投資の意思決定に組み入れることで、投資価値を高めたり、投資リスクを軽減したりする	環境、社会、またはガバナンス要素を投資の意思決定にほとんど組み入れない
期待するリターン	社会的リターンのみ	社会的リターンを重視	社会的リターンおよび市場平均を下回るリターン	社会的リターンおよび市場リターン	市場リターンを重視	市場リターン
	社会的インパクト ←————→		社会的インパクト・経済的リターン ←————→		————→ 経済的リターン	

主要な意図

(出所) OECD (2019, Jan 17) “Social Impact Investment 2019: The Impact Imperative for Sustainable Development”より大和総研仮訳

図表2 社会的インパクト投資におけるリスクとリターン

	リスク	リターン
一般の投資	投資が期待のパフォーマンスを挙げない、あるいは投資元本が回収できない可能性	投資家の拠出した資金に対する経済的リターン(利子、配当、売却益等)
社会的インパクト投資	経済的リスクに加え、プロジェクトが所定の社会的リターンを挙げない可能性	投資家への経済的リターンに加え、プロジェクトの受益者や社会全体に対する便益

(出所) G8 社会的インパクト投資タスクフォース国内諮問委員会 (2015年5月29日)「社会的インパクト投資の拡大に向けた提言書」より大和総研作成

## (2) 社会的インパクト投資の歴史

社会的インパクト投資の起源はSRI(社会的責任投資)にあるといわれている<sup>4</sup>。社会的インパクト投資が欧米で活発に行われているのは、SRIが欧米を中心に展開されてきたためと考えられる。SRIは、教会の資産運用の際にたばこやアルコールなど宗教教義に反する事業を行う企業を投資先から除外することから始まったものとされており、その後公民権運動や反戦運動など、様々な社会運動と結びつきながら発展した。2006年には、国連において当時の事務総長コフィー・アナン氏の発案により、PRI(責任投資原則)が発足した。PRIは、長期的な経済的リターン向上のため、機関投資家は受託者責任の範囲内で環境(Environment)、社会

<sup>4</sup> 詳しくは、伊藤正晴「社会的責任投資(SRI)を学ぶ - 「持続可能な社会」に向けて - 第1回 SRIとはどのようなものか」(大和総研 ESGの広場、2014年4月22日)を参照。

(URL: [https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/esg-sri/20140422\\_008458.html](https://www.dir.co.jp/report/research/introduction/financial/esg-sri/20140422_008458.html))

(Social)、ガバナンス (Governance) の3つの要素 (ESG) を考慮し、投資の意思決定を行うべきであることを宣言するものである。これにより、SRI の潮流を引き継ぐ投資手法として、ESG 投資が大手の機関投資家にも拡大していった。

「インパクト投資」(impact investing) という呼称およびコンセプトは、2007年に米国の民間慈善事業団体であるロックフェラー財団が開催した総会において初めて提唱されたといわれている<sup>5</sup>。2013年には、G8サミットにおいて当時の議長国であった英国のキャメロン首相(当時)の発意により、社会的インパクト投資をグローバルに普及させることを目的に「G8社会的インパクト投資タスクフォース」(のちにGlobal Steering Group [GSG]に移行)が設立された。

社会的インパクト投資は、当初、慈善活動を目的とする財団や基金が、寄付よりも持続可能な支援方法として、資本市場を通じて社会的企業に資金を提供するためになされてきたものである。しかし、2015年にはSDGs(持続可能な開発目標)およびパリ協定が採択され、貧困の撲滅やジェンダー平等、気候変動の緩和と適応など、グローバルな課題を解決するために、公的部門だけでなく民間部門のイノベーションや資金も活用することが掲げられた。こうした動きを受け、社会的インパクト投資は社会課題の解決に直接的に貢献できるファイナンス手法として、営利目的で運営される、民間の機関投資家の間でも注目度が高まっている。

### (3) 社会的インパクト投資における受託者責任の議論

社会的インパクト投資への期待が高まる一方、受託資産を運用する機関投資家が社会的インパクト投資を行うことは、受託者責任に反するのではないかという批判もある。

慈善団体が運営する財団や大学などの学術機関は自己勘定資産で運用を行っているため、自らの社会的な目的を果たすために、経済的なリターンに重きを置かない運用をすることも可能である。他方、委託勘定で運用を行うアセットマネージャーは資金の出し手に対して受託者責任を負っているため、社会的インパクトは大きい経済的リターンが期待できない事業に投資することは難しい。例えば、年金基金は、年金支払者の将来受給額が減額されることがないよう、年金数理計算に基づき、一定の経済的リターンを生み出すことが求められる。年金基金がESG投資を行う場合でも、あくまで経済的リターンを確保することが前提となっている<sup>6</sup>。

これに対し、社会的インパクト投資においても運用方法次第では一定の経済的リターンをあげることが可能であるとする研究が近年出されている。例えば、Cambridge Associates、GIINによれば、リスク調整後の市場平均リターン獲得を目指し、プライベート・エクイティおよびベンチャーキャピタルを通じてインパクト投資を行う私募ファンドの内部収益率は、比較対象

<sup>5</sup> E.T. Jackson and Associates Ltd. (2012, July) “Accelerating Impact: Achievements, Challenges and What’s Next in Building the Impact Investing Industry”

<sup>6</sup> 有吉 尚哉、三本 俊介「ESG投資と受託者責任」(西村あさひ法律事務所、金融ニューズレター2019年9月30日号)

ファンドの内部収益率を若干下回るものの、市場収益率並みのリターンは確保できると結論付けている<sup>7</sup>。こうしたエビデンスは、社会的インパクト投資が必ずしも受託者責任に反するものではないという主張を裏付けている。

年金基金の受託者責任に関しては、受託者責任の範囲を経済的リターンと社会的リターンの両方に広げて解釈するべきであるという議論もある。これは、例えば、再生可能エネルギーへの投資は、将来世代が被る気候変動リスクを低減するものと考えられるため、年金資金をこうした事業に振り向けるべきだとする考え方に基づくものである。

## 2. 社会的インパクト投資の定義を厳密化しようとする動き

社会的インパクト投資をどのように定義するかについて、厳密には統一的な見解があるわけではない。現状では、社会的インパクト投資が拡大するにつれ、幅広い投資に「インパクト」というラベルが付されている。社会的インパクト投資の本来の目的に立ち返れば、単に社会的インパクト投資市場が拡大すればよいというわけではなく、投資を通じて社会課題の解決を実現することや、SDGsの達成に貢献するプロジェクトに投資が行われることに主眼が置かれるべきである。こうした中、インパクト・ウォッシュ（インパクトをもたらずと謳っているが実際にはインパクトのないプロジェクトに投資してしまうこと）のリスクを回避するために社会的インパクト投資を厳密に定義しようとする動きが見られる。

GIINはこれまで、社会的インパクト投資の定義として図表3で示した4点を挙げていたが、2019年4月には、これに加え、インパクト投資の中核的特徴（core characteristics）となる4つの要素を新たに提唱した（図表4）。これを見ると、GIINはデータに基づく投資の意思決定や評価、並びに評価の開示を重視しているとわかる。

図表3 GIINによる社会的インパクト投資の定義

### 意図

社会的インパクト投資は社会や環境面の課題の解決に貢献することを意図する。これが、ESG投資や責任投資、スクリーニングなどの他の戦略と異なる点である。

### 経済的リターン

社会的インパクト投資は、市場レートからそれ以下のレートまでの範囲で経済的リターンを追求する。これが、フィランソピーと異なる点である。

### アセットクラスの幅

社会的インパクト投資は様々なアセットクラスにおいて行われる。

### インパクト測定

社会的インパクト投資の最大の特徴は、投資家が社会的インパクト投資の社会・環境面のパフォーマンスの測定およびレポーティングにコミットする点である。

（出所）GIIN（2019, April）“Core Characteristics of Impact Investing” より大和総研仮訳

<sup>7</sup> Cambridge Associates, GIIN（2015, June）“Introducing the Impact Investing Benchmark”



図表4 GIINによる社会的インパクト投資の中核的特徴

**社会・環境面における正のインパクトに貢献する意図がある**

- ・透明性のある経済的リターンおよびインパクト目標を設定している。
- ・インパクトを実現するための目標や戦略が明確になった投資理論を示している。

**投資設計の際にエビデンスやインパクトデータを活用している**

- ・実証的なエビデンスや確立された科学、および投資プロジェクトにおいてターゲットとする、特定の人々や環境コミュニティによって求められているニーズと一致する、社会・環境面における課題を特定する。
- ・アクセス可能な最良のデータを利用する。
- ・インパクト投資家としての活動の厳密性を高めるために長期にわたるインパクト分析を可能にするための能力を向上させる。

**インパクト・パフォーマンスのマネジメントを行っている**

- ・投資サイクルにフィードバックループを組み込む。
- ・インパクト目標を達成するうえでのリスクを特定し、これを緩和するための計画を策定する。
- ・投資活動に伴うネガティブなインパクトを緩和するよう努める。
- ・投資家および投資先に対してできる限り比較可能な形で、年次のインパクトデータを開示する。

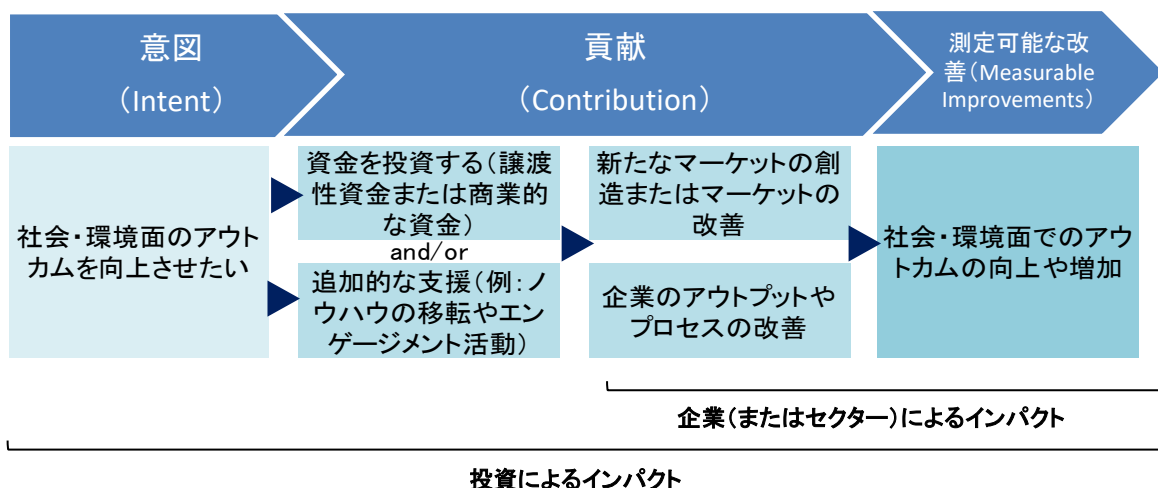
**インパクト投資市場の成長に寄与している**

- ・以上の社会的インパクト投資をどの程度実践しているか開示する。
- ・慣習、アプローチ、インパクト目標の記述の際の基準、戦略およびパフォーマンスについて共通の様式を用いる。
- ・意思決定の際に共同投資家や投資先のインパクトパフォーマンスやインパクトマネジメントの質を考慮する。
- ・プライバシーや知的財産上の問題がない限り、ポジティブ・ネガティブ両面での学びやエビデンス、データを共有する。

(出所) GIIN (2019, April) “Core Characteristics of Impact Investing” より大和総研仮訳

他方、IFC (International Financial Corporation, 世界金融公社) は、インパクト投資と従来の投資の違いは、「意図 (Intent)」、「貢献 (Contribution)」、「測定可能な改善 (Measurable Improvements)」の3点にあると主張している (図表5)。

図表5 IFCによる、社会的インパクト投資の定義



(出所) IFC (International Financial Corporation) (2019, April) “Creating Impact: The Promise of Impact Investing” より大和総研作成

1点目の「意図」とは、投資家が経済的なリターンに加え、社会課題の解決のために特定のインパクトをもたらす意図を有しているかどうかという観点である。なお、IFCは投資先企業の事

業が既に社会課題の解決に資する事業を行っているならば、企業側の具体的な意図の有無は問わないとしている。

2点目は、投資活動を通じて社会課題の解決に「貢献」しているか、という点である。IFCによれば、社会的インパクト投資において、企業と投資家とではもたらすことのできるインパクトは異なる。企業の場合、事業のアウトプットやプロセスを通じて、顧客や地域コミュニティに対しインパクトをもたらすとされている。例えば、マーケットへの参加が疎外されてきた人々に対して商品やサービスを提供したり、低賃金で働かされていた人々に適正な賃金を払っているといった観点が挙げられる。これに対し、投資家は社会的企業に対する資金提供が主な手段となるが、投資資金が社会課題の解決に資するプロジェクトに使われているということが担保されなければ、インパクトを生むための貢献をしているとは見なされないとしている。また、必要に応じて投資先企業に対し、経営支援やエンゲージメント活動を行うことも求められる。

3点目に、投資を実施する前と比べてアウトカムが向上したか、測定結果を示されなければならない（「測定可能な改善」）としている。投資家がインパクトをマネジメントするためには、具体的な指標に基づくアウトカムの測定は欠かせない。IFCは、インパクトをもたらすことを意図するのみでアウトカムの測定を行っていない場合、価値観が一致するプロジェクトに投資している（value-aligned investment）だけであり、インパクト投資の要件を満たさないとしている。

GIINやIFCに加え、OECDもインパクトをもたらすという意図を事前に表明するだけではインパクト投資の要件を満たさないと主張している。図表6はOECDが提案するインパクト投資の適格条件のうちの一部をまとめたものである。これによれば、財・サービス提供組織（企業）、投資家ともに、インパクトをもたらすという意図だけでなく、インパクトをもたらすためのガバナンスが機能しているかという点など、成果にコミットする体制を整えることが求められているといえる。また、インパクト評価についても、定性的評価、定量的評価、金銭換算のいずれかの手法により、公式的な評価を実施することもインパクト投資の要件の一つであるとしている。この他、OECDは社会的リターンの受益者は、先進国・開発途上国といった所在地を問わず、「リスクを抱えた人々」（people at risk）に限定されるべきと主張している。

GIINやIFCはどちらかというとも理念的な定義を挙げているのに対し、OECDは具体的な適格基準を示しているという点で異なる。インパクト・ウォッシュのリスクを回避することも重要だが、社会的インパクト投資の定義を厳密にしすぎると、投資活動が萎縮する恐れがある。そのため、投資家が創意工夫を図ることができるよう、ある程度バランスを取る必要があるだろう。いずれにせよ、投資のインパクトをきちんと測定し、評価することは今後、重視されていくとみられる。

図表6 OECDが提案する社会的インパクト投資の適格条件（一部抜粋）

財・サービス提供組織の意図		
付随的な社会的成果	事前に意図していたわけではないが、社会的成果が得られた場合を指す。	不適格
明確な社会的使命の意図	単にその使命を表明するだけでは不十分である。	不適格
義務的な報告	組織規則において、資金提供者に対して社会的な成果を報告することを義務付けているか。	適格
外部認証又はラベル	B-Corp認証など。	適格
法的拘束力のある制約	社会的使命からの逸脱(mission drift)を防ぐための条項を契約に含むなど。	適格
投資家の意図		
付随的な社会的成果	事前に意図していたわけではないが、社会的成果が得られた場合を指す。	不適格
文書で示された社会的意図	単に社会的意図を表明するだけでは不十分である。	不適格
義務的な報告	社会的な成果を報告することを義務付けているか。	適格
法的拘束力のある制約	法人格に基づく法的要求事項など。	適格
社会的インパクトの評価可能性		
評価なし		不適格
非公式評価あり、金銭換算なし		不適格
公式評価あり、金銭換算なし	公式評価とは、計画、実行、評価、検証の4つのプロセスを実施しているものを指す。	適格
公式評価あり、金銭換算あり	ソーシャルインパクトボンドなど。	適格

(原典) OECD (2015, December 15) “Social Impact Investing; Building the Evidence Base”

(出所) 内閣府「インパクト投資の定義と特徴」(休眠預金等活用法審議会、参考資料)より大和総研作成  
(URL : [https://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/shingikai/sanko/sanko.html](https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/shingikai/sanko/sanko.html)、2019年10月11日アクセス)

### 3. 日本における社会的インパクト投資の展望

2019年6月に開催されたG20大阪サミットにおいて、安倍首相がスピーチの中で「日本は、地球規模課題の解決に必要な資金確保のため、社会的インパクト投資や、休眠預金を含む多様で革新的な資金調達の方法を検討し、国際的議論の先頭に立つ考え」<sup>8</sup>であると述べた。こうした流れを受け、国内においても社会的インパクト投資への注目度が高まっている。

日本では、2016年に成立した「公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(以下、休眠預金活用法)<sup>9</sup>が社会的インパクト投資拡大の契機になるのではないかと期待されている。休眠預金活用法により、2019年1月1日から特定3分野(①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援)における民間公益活動に活用することが可能となった。休眠預金活用法における休眠預金は、金融機関の預金口座において10年以上移動のない資金を指す。各金融機関の休眠預金は、国が管理する預金保険機構へ移管され、「指定活用団体」<sup>10</sup>による「資金分配団体」への助成・貸付を通じて、NPO法人や社会的企業の活動の財源として活用される<sup>11</sup>。

<sup>8</sup> 首相官邸ウェブサイトより

(URL : [https://www.kantei.go.jp/jp/98\\_abe/statement/2019/0629g20session3.html](https://www.kantei.go.jp/jp/98_abe/statement/2019/0629g20session3.html))

<sup>9</sup> 詳しくは、亀井亜希子「休眠預金活用法が成立 - 2019年秋頃から福祉・健康増進・地方活性化事業へ助成・貸付が開始-」(大和総研レポート、2016年12月20日)

(URL : [https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20161220\\_011528.html](https://www.dir.co.jp/report/research/capital-mkt/esg/20161220_011528.html))

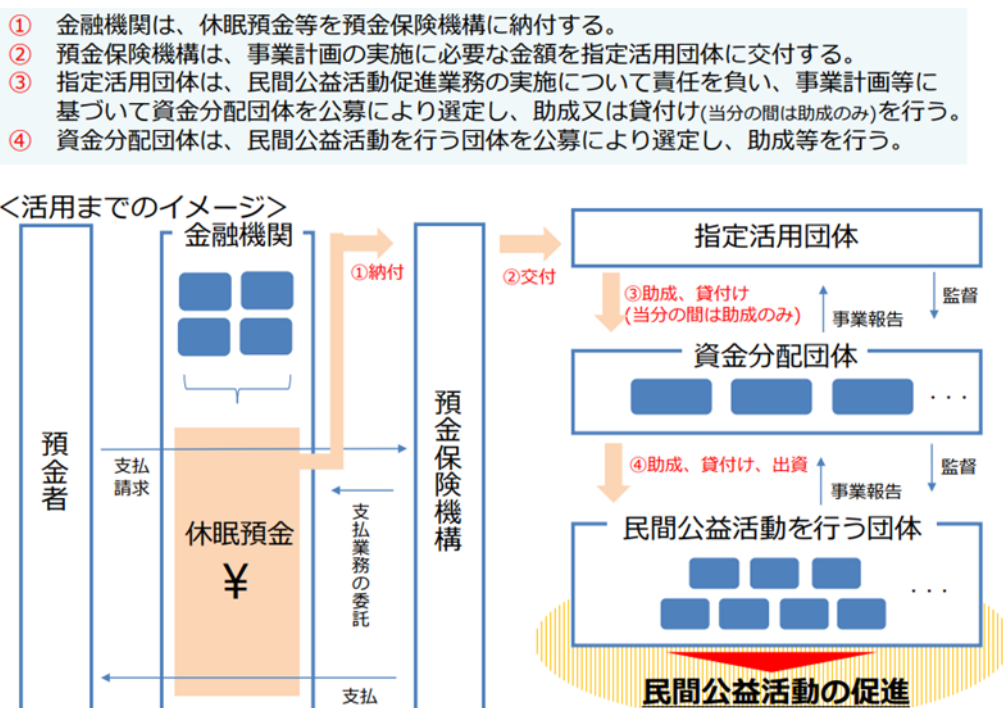
<sup>10</sup> 2019年1月、政府によって一般財団法人 日本民間公益活動連携機構 [JANPIA] が選定される。

<sup>11</sup> 当初のスケジュールでは、2019年9月末までに資金分配団体が決定される予定であったが、2019年10月15



休眠預金活用法が成立したことにより、休眠預金が社会的インパクト投資に大規模な民間資金を動員するための呼び水としての役割を果たすことが期待されている<sup>12</sup>。また、内閣府は、「活動が生み出す『社会的価値』を『可視化』し、これを『検証』し、資金等の提供者への説明責任（アカウンタビリティ）につなげていく」<sup>13</sup>ことなどを目的に、休眠預金の活用には資金提供を受けた団体に対しインパクト評価の実施を求めることを予定している。これによって、NPO 法人や社会的事業の間でインパクト評価のノウハウが蓄積し、情報開示が進むことで、投資家がインパクト評価を実施しやすくなることも期待される。

図表 7 休眠預金等活用の流れ



※預金者は、従来どおり、金融機関の窓口を通じて、休眠預金（元本+利子相当額）の支払請求を行うことができる。  
 (出所) 内閣府 (2018) 「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 説明資料」  
 (休眠預金等活用法審議会、参考資料) より抜粋  
 (URL : [https://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/shingikai/sanko/sanko.html](https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/shingikai/sanko/sanko.html)、2019年10月11日アクセス)

しかしながら、休眠預金の規模は限られており、これを活用するだけでは社会課題の解決に貢献する資金が持続的に循環する仕組みを作ることは難しいだろう。社会的インパクト投資の日本での普及を促進する GSG 国内諮問委員会は、同市場が日本で拡大するためには、様々なステークホルダーが協調しながら、社会的インパクト投資のエコシステムを形成する必要があると主張している (図表 8)。例えば、資金供給者である家計が保有している資金を社会的インパクト投資に振り向けるようになるには、社会的インパクト投資の認知度向上や投資教育の実施が課題となるだろう。また、金融仲介者が資金提供者にとって投資対象となり得る、テーマ性のあ

日現在においてまだ公表されていない。

<sup>12</sup> 内閣府「休眠預金等の活用に関する Q & A (平成 31 年 1 月 11 日改定)」  
 (URL : [https://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/qa/qa.pdf](https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/qa/qa.pdf)、2019年10月16日アクセス)

<sup>13</sup> 内閣府ウェブサイトより  
 (URL : [https://www5.cao.go.jp/kyumin\\_yokin/impact/impact\\_index.html](https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/impact/impact_index.html))

る投資商品を開発し、市場の拡大を図っていくことも重要である。弁護士・会計士等の専門人材や産業支援組織をはじめとする非金融仲介業者においては、インパクトの測定や評価に係るコンサルティングやアドバイザーといったサービスを提供し、市場の透明性や信頼性を高めることが求められるだろう。さらにこのようなエコシステムを形成するためには、政府や自治体、民間団体が様々なルールを策定する必要がある。例えば、金融機関が社会的インパクト投資を行う際のガイドラインの策定や、投資家に対してインパクトデータに関する情報開示をルール化するといった施策が求められるだろう。社会課題の解決に貢献する持続的な資金を確保するためには、こうした一連のエコシステムを形成し、資金が自律的に循環していく仕組みを作っていくことが必要だ。

図表 8 求められる社会的インパクト投資のエコシステムと担い手、および期待役割のイメージ



(出所) GSG 国内諮問委員会「社会的インパクト投資拡大に向けた提言書 2019 暫定版 キービジュアル集」より抜粋